

第5章 推進方策

本プランを実現させていくためには、市民、事業者、行政のパートナーシップで、地域の活性化や交流の場として公園緑地を活用することが重要です。

そのため、市民や事業者との協働の推進につながる以下の3つの方策の実施に向け検討していきます。

① 公園別プランの作成

公園緑地が持つ歴史、利用者の特徴、維持管理すべき施設などは、各公園緑地によって異なるため、それぞれの公園緑地に適したパークマネジメントの方針を示した「公園別プラン」の作成を推進します。

市民、事業者、行政が連携した「公園別プラン」の作成により、公園緑地の将来像と求められる維持管理・運営管理に関する活動を地域内で共有した上で、「公園別プラン」に基づく取り組みを推進します。

② 実行の体制づくり支援

個別の公園緑地において、本プランの実効性を高めるため、マネジメントの担い手と協定を結んだり、複数の関係者で各公園緑地の活動方針の共有を図ったりするための「実行の体制づくり」を支援します。

なお、実際に体制づくりを進める際には、個別の地域や公園緑地の実態に合わせて、活動を支援していきます。

③ 重点プロジェクト

各公園緑地においてプロジェクトを実施する際に参考となる事例を蓄積し、解決策のサンプルを提示するため、「重点プロジェクト」の実施を推進します。

<重点プロジェクト(案)>

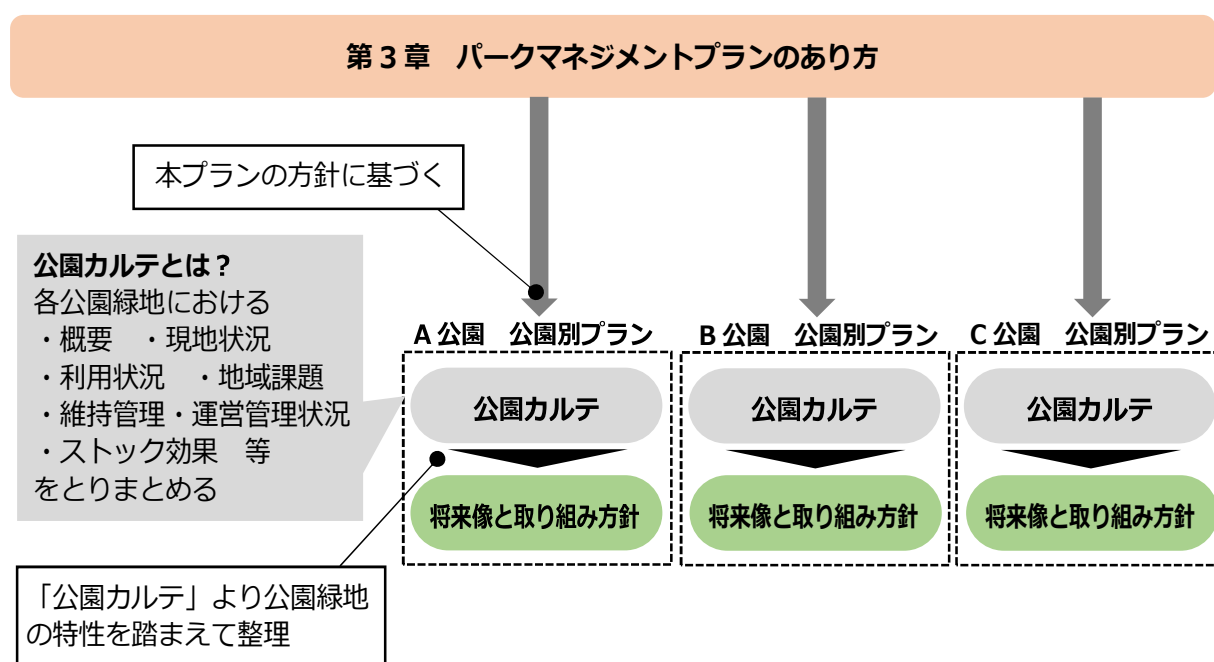
- ・チャレンジングマルシェ・プロジェクト
- ・パークマネジメント協定試行プロジェクト
- ・公園緑地使いこなし情報充実プロジェクト

5-1. 公園別プランの作成

公園緑地が持つ歴史、利用者の特徴、維持管理すべき施設などは、各公園緑地によって異なるため、それぞれの公園緑地に適したパークマネジメントの方針を示した「公園別プラン」の作成を推進します。市民、事業者、行政が協力して「公園別プラン」を作成することにより、公園緑地の将来像と求められる維持管理・運営管理に関する活動を地域で共有した上で、「公園別プラン」に基づく取り組みを推進します。

(1) 公園別プランの位置づけ

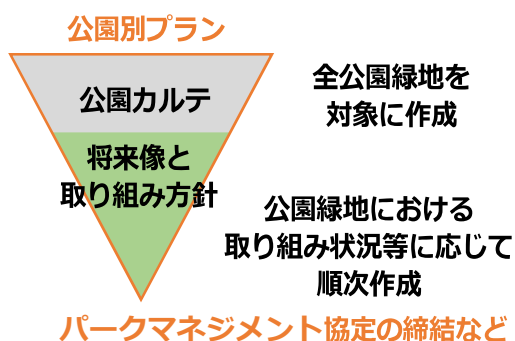
「公園別プラン」とは、市民、事業者、行政がパークマネジメントに取り組む際の指針となる計画です。「公園別プラン」は、「公園カルテ」「将来像と取り組み方針」の2部構成として、「第3章 パークマネジメントプランのあり方」に基づき、各公園緑地において作成するパークマネジメントプランです。「公園カルテ」では各公園緑地における特性をとりまとめ、「将来像と取り組み方針」では各公園緑地におけるコンセプトや維持管理・運営管理に関する取り組み方針を整理します。



（２）協働による公園別プランの作成と取り組みの推進

「公園別プラン」は、市民、事業者、行政の協働により作成します。作成の過程では、参加型ワークショップの開催等により多様な主体が参加する場を設け、公園緑地の特性を共有した上で、対象とする公園緑地における将来像や取り組み方針の共有・合意形成を図ることが重要です。

また、「パークマネジメント協定」を結ぶことにより、各取り組みを実施する場合の本市とマネジメント主体の役割分担や支援策等を担保することができます。「公園別プラン」の実行性を高めることができます。



（３）対象とする公園緑地

「公園カルテ」は、地域の拠点となる公園緑地や利用者の多い公園緑地等から作成を進め、最終的に全ての公園緑地における作成を目指します。

「将来像と取り組み方針」は、公園緑地における市民、事業者、行政の取り組み状況等を踏まえ、順次作成を進めます。

5-2. 実行の体制づくり支援

個別の公園緑地において、本プランの実効性を高めるため、マネジメントの担い手と協定を結んだり、複数の関係者で各公園緑地の活動方針の共有を図るための協議会設置など、「実行の体制づくり」を支援します。

なお、実際に体制づくりを進める際には、個別の地域や公園緑地の実態に合わせて、活動を支援していきます。

(1) パークマネジメント協定による体制づくり

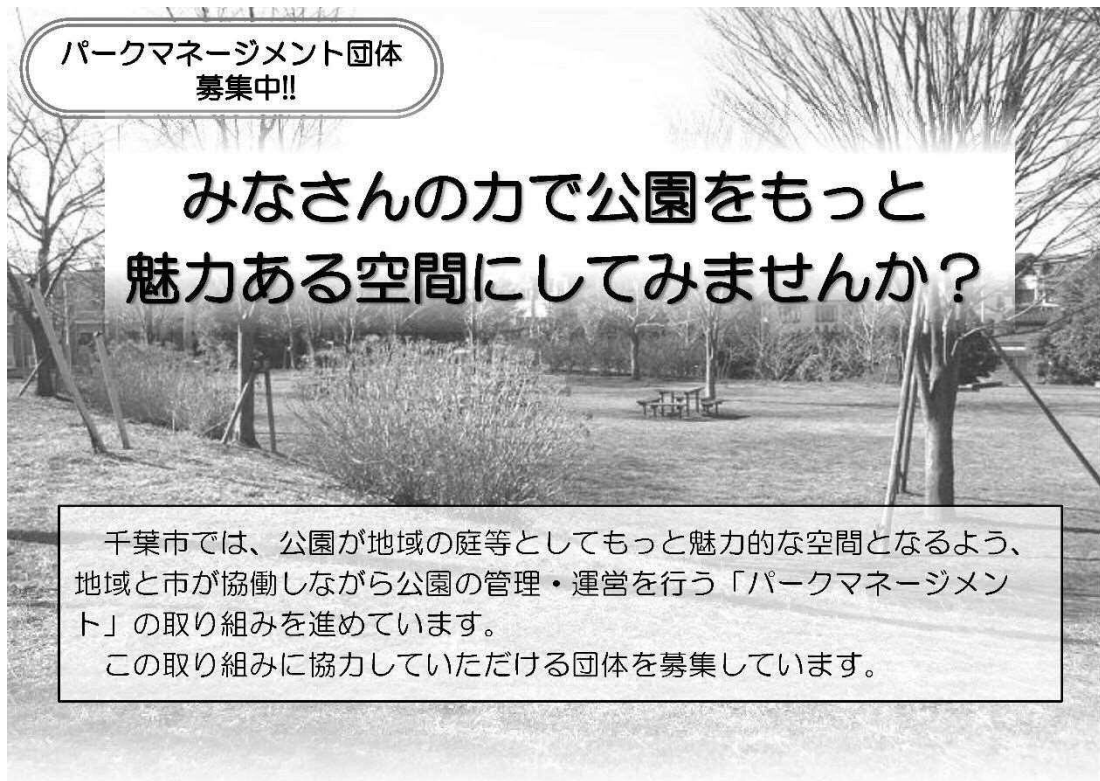
公園緑地の維持管理・運営管理を主体的に行うマネジメントの担い手となる団体が、スムーズに取り組めるように、本市と団体で「パークマネジメント協定」を結ぶことで活動を支援していきます。

「パークマネジメント協定」により、地域のニーズや課題に合わせた柔軟な維持管理（清掃や草刈り、植栽管理など）や運営管理（様々なイベント・プログラムの開催や許可申請手続きの簡略化など）が自由にできるとともに、費用の一部や道具・材料を本市が提供できるなど、皆さんの力で公園緑地をより身近で、魅力的なものにできると考えています。

なお、協定は本市とマネジメントの担い手となる団体で結ばれますが、地域や公園緑地の実態を把握している「①自治会や公園愛護会と協定を結ぶ場合」と、維持管理・運営管理への取り組みに意欲的な「②市民団体と協定を結ぶ場合」の2つが主要なケースとして考えられます。

＜先行事例：千葉市パークマネジメント事業＞

千葉市パークマネジメント事業では、千葉市と公園管理運営団体（自治会等）が協定を結び、協働により公園の日常管理や公園運営を行っており、より多くの人たちが公園に「集い」「憩える」快適で魅力的なものにすることを目指しています。



パークマネージメント団体
募集中!!

みなさんの力で公園をもっと
魅力ある空間にしてみませんか？

千葉市では、公園が地域の庭等としてもっと魅力的な空間となるよう、地域と市が協働しながら公園の管理・運営を行う「パークマネージメント」の取り組みを進めています。
この取り組みに協力していただける団体を募集しています。

パークマネジメントのしくみ(イメージ)

地域のみなさん

【維持管理に関すること】

- 清掃、除草、草刈
- 低木の刈込み
- 手の届く範囲の生垣・中高木の剪定 等

【利用に関すること】

- 公園利用のルールづくり
- 広場の利用調整
- 地域イベントの開催(夏祭り、フリーマーケット等)
- 防災訓練、ガーデニング 等

その他の
イベント例



朝市



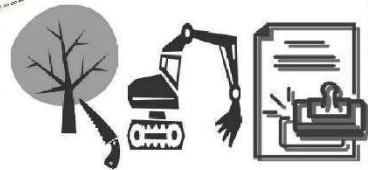
バーベキュー

千葉市

【地域のみなさんでは
対処が困難な作業】

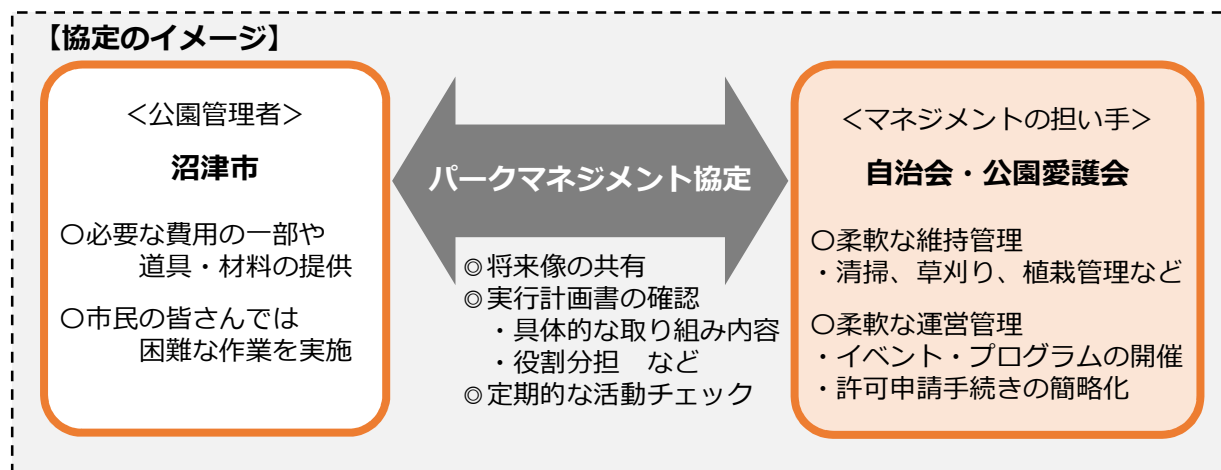
- 高木の剪定
- 施設の修繕
- 法令の手続き
- 違法行為の取り締まり
- …等、その他必要に応じて

協働



①自治会や公園愛護会と協定を結ぶ場合

自治会や実際に維持管理を行っている公園愛護会と協定を結ぶ場合は、以下に示す体制のイメージや体制づくりの流れが考えられます。



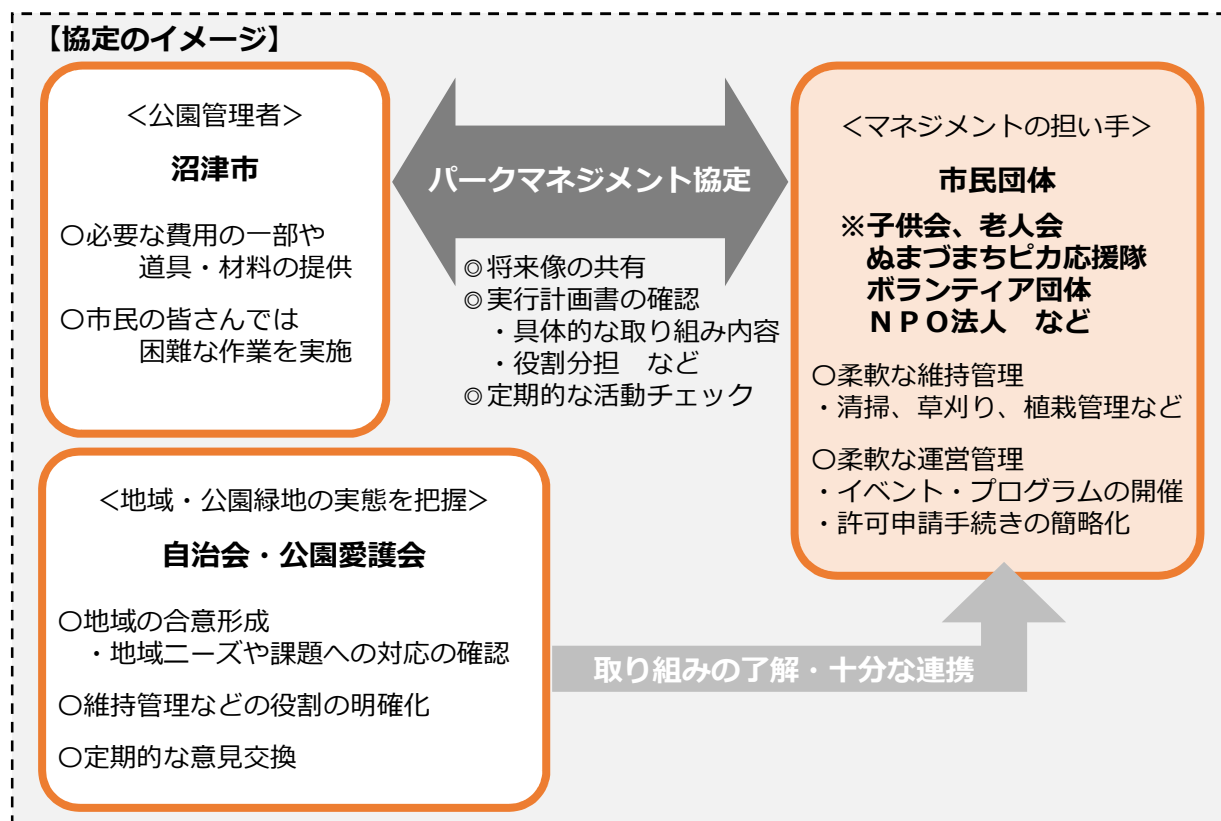
【協定締結の流れ】

- 1 公園緑地の将来像を共有した上で、自治会や公園愛護会の皆さんと本市で話し合い、具体的な取り組み内容や役割分担、活動チェックの方法について決めます。
- 2 話し合っただけの内容を実行計画書としてとりまとめ再確認した上で、自治会・公園愛護会の皆さんと本市で「パークマネジメント協定」を結びます。
- 3 「パークマネジメント協定」に基づいて、自治会・公園愛護会の皆さんと本市が協働して取り組みを進めます。
- 4 定期的に意見交換を行いながら、必要に応じて取り組み内容や役割分担の見直しを行います。

②市民団体と協定を結ぶ場合

子供会や老人会、ボランティア団体など自治会・公園愛護会以外の市民団体が主体となり維持管理及び運営管理の担い手となる場合は、以下に示す体制のイメージや体制づくりの流れが考えられます。

なお、市民団体と協定を結ぶ場合は、活動内容について自治会の了解を得るとともに、対象公園緑地で既に公園愛護会が維持管理を行っている場合は、十分な連携を行う必要があります。



【協定締結の流れ】

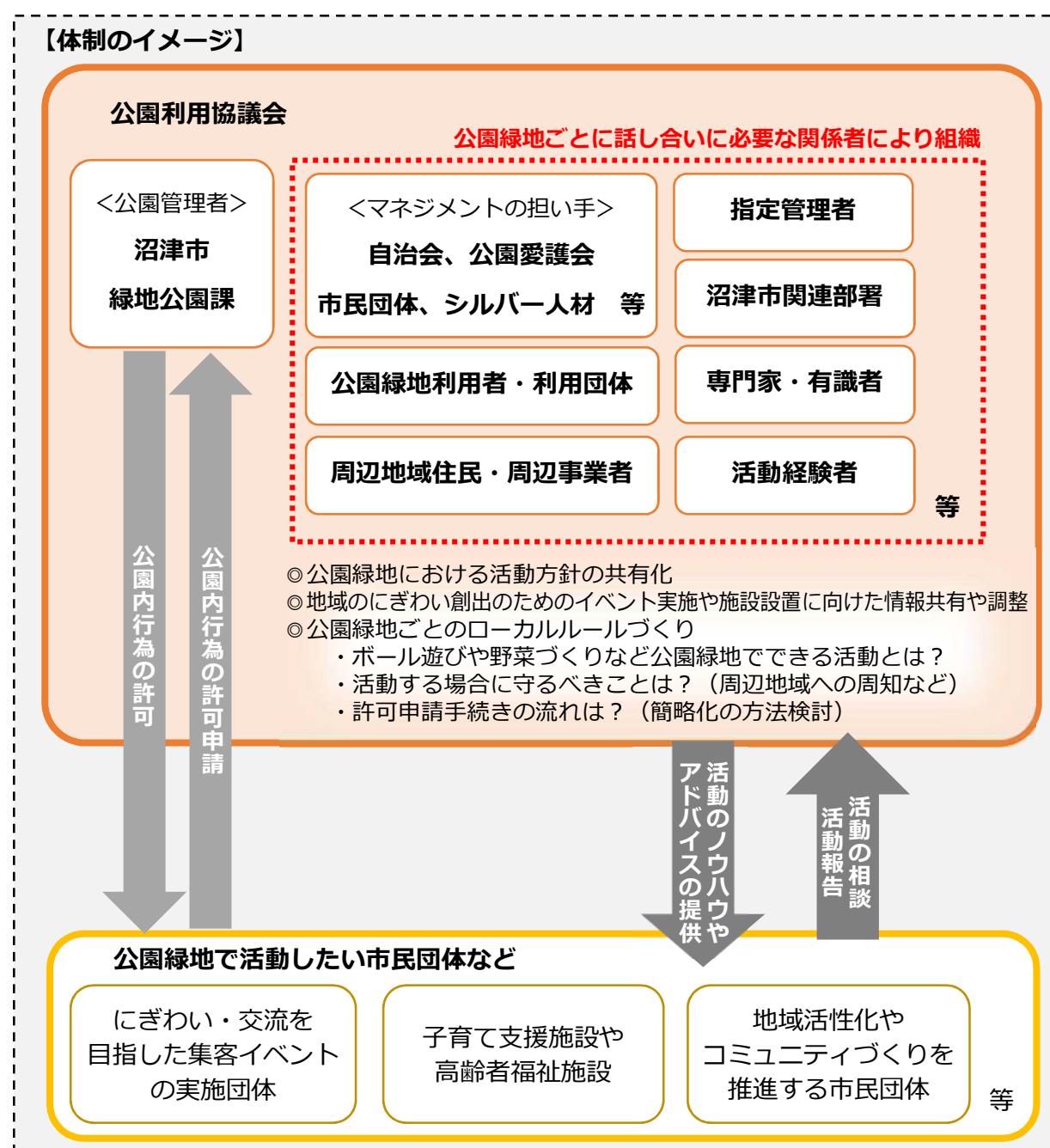
- 1 市民団体が実施する具体的な取り組みについて、自治会・公園愛護会の皆さんと話し合い、了解を得ます。
- 2 公園緑地の将来像を共有した上で、市民団体の皆さんと本市で話し合い、具体的な取り組み内容や役割分担、活動チェックの方法について決めます。
- 3 話し合っただけの内容を実行計画書としてとりまとめ再確認した上で、市民団体と本市で「パークマネジメント協定」を結びます。
- 4 「パークマネジメント協定」に基づいて、市民団体の皆さんと本市が協働して取り組みを進めます。
- 5 本市及び自治会・公園愛護会と定期的に意見交換を行いながら、必要に応じて取り組み内容や役割分担の見直しを行います。

(2) 公園利用協議会による体制づくり

公園緑地の維持管理や運営管理に係る主体が複数存在する場合や、周辺地域との調整が十分に必要な場合などは、関係者で構成された「公園利用協議会」を設置することにより、活動を支援していきます。

「公園利用協議会」を設置することで、地域のにぎわい創出のためのイベント実施や施設設置に向けた情報共有や調整、公園緑地ごとのローカルルールづくり（ボール遊びや野菜づくりなど公園緑地でできる活動、活動する場合に守るべきこと等）ができるなど、公園緑地を中心として地域の魅力や暮らしの豊かさの向上につなげたいと考えています。

なお、「公園利用協議会」が公園緑地の維持管理や運営管理を行う場合は、本市と公園利用協議会が協定を結ぶ可能性についても、必要に応じて検討していきます。



【体制づくりの流れ】

- 1 公園緑地における多様な活動を促進するため、複数の関係者や周辺地域との調整が必要な場合に、本市に相談します（緑地公園課）。
- 2 公園利用協議会の設置目的や構成員について、関係者の皆さんと話し合い、公園利用協議会規約としてとりまとめ、本市により公園利用協議会を立ち上げます。
- 3 公園利用協議会規約に基づいて必要な協議を行い、公園緑地の活動方針やローカルルールを設定し、広く発信します。
- 4 設定した活動方針やローカルルールを尊重し、適宜活動の相談を受け付け、公園緑地で活動したい市民団体などに活動のノウハウやアドバイスを提供する仕組みをつくり、運用します。
- 5 活動の報告を受けて、地域の実態や現状の課題などを蓄積します。
- 6 定期的に協議を行いながら、必要に応じて公園緑地の活動方針やローカルルールの見直しを行います。

5-3. 重点プロジェクト

本プランが実際に本市の課題解決につながる計画となるように、その足がかりとして取り組む重点プロジェクトの実施に向けた検討を行います。重点プロジェクトを実施することで、今後各公園緑地で同様のプロジェクトを実施する際に参考となる成功例や失敗例を蓄積し、解決策のサンプルや実施の手順等を提示していきます。

(1) 重点プロジェクト設定の考え方

重点プロジェクトにおいても「パークマネジメントの3つの視点」と6つの展開方針を踏まえ、今後の活動の参考となるよう実現していくため、下記の3つのプロジェクトをモデル的に実施することを検討します。

【1：チャレンジングマルシェ・プロジェクト】

「年間を通したにぎわい・交流を目指した集客力あるパークマネジメント」を実現するため、公園緑地での民間活動を促進する小規模マルシェを実施するプロジェクト

【2：パークマネジメント協定試行プロジェクト】

「子どもから高齢者まで様々な世代が利用したくなるパークマネジメント」+「地域コミュニティによる柔軟で楽しいパークマネジメント」を実現するため、自治会等のコミュニティを基本とした組織によるパークマネジメントを試行的に実施するプロジェクト

【3：公園緑地使いこなし情報充実プロジェクト】

本プランに基づき推進していく実施メニューや各種制度方策について市民の皆さんに分かりやすく情報発信するプロジェクト

(2) 重点プロジェクトの概要

①チャレンジングマルシェ・プロジェクト

A. プロジェクトの目的

- ・公園緑地が年間を通じてにぎわい・交流の拠点となるため、市民や事業者の皆さんが公園緑地で活動を展開するための試行イベントとして、小規模マルシェ（市場）を開催することを目的とします。
- ・マルシェを開催することにより、「公園緑地サービス向上に貢献する収益活動の実現性」や「許可申請手続きの流れ」などについて確認しながら、実現性が高く、気軽に参加しやすい官民連携の仕組みや手続き方法などを検討します。
- ・さらに、マルシェを通じて行政と市民、事業者との連携を試行する中で、両者の信頼関係を築き、パークマネジメントへの民間活力導入を進めていきます。

B. 対象とする公園緑地例

- ・中央公園や門池公園など、年間を通してにぎわい・交流を創出することを目指す公園緑地を対象とします。

C. プロジェクトの進め方

- ・過年度から実施しているパークマネジメント実証実験をさらに発展させ、実証実験での課題を踏まえ、定期的に複数の事業者や市民が出店するマルシェを本市の支援のもとで開催することを検討します。



②パークマネジメント協定試行プロジェクト

A. プロジェクトの目的

- ・地域コミュニティによる柔軟で楽しいパークマネジメントを目指し、自治会などの地縁団体を基本とした組織による自主的な維持管理・運営管理に試行的に挑戦することを目的とします。
- ・地域ニーズや資源に合わせて公園緑地を柔軟に利活用できるよう、体制、維持管理・運営管理方法などの課題を抽出し、これまでの公園愛護会での活動に加え、可能になる取り組み、報奨金等の設定、活動チェック方法、対象団体、自治会・公園愛護会との関係などについて検証します。

B. 対象とする公園緑地例

- ・豊町公園や高沢公園など、自治会活動などの地域活動が充実している公園緑地を対象とします。

C. プロジェクトの進め方

- ・公園愛護会など公園緑地の維持管理・運営管理を担っている団体の方を対象に意見交換を行い、体制や維持管理・運営管理方法などについて課題を整理します。その上で、地域で公園緑地を柔軟に使っていくために、現在の活動に加えて行っていく内容やその際に守るべきこと、地域と本市の役割について検討し、試行的に実践します。



③公園緑地使いこなし情報充実プロジェクト

A. プロジェクトの目的

- ・公園緑地で開催されるイベント・プログラムの情報を市民に向けて発信・PRしたり、公園緑地で活動したい方に対し必要な情報提供を行うなど、公園緑地での活動を支援することを目的とします。

B. 対象とする公園緑地例

- ・本プランの対象となっている 151 箇所の公園緑地を対象とします。

C. プロジェクトの進め方

- ・本市のホームページを活用し、情報を発信できる環境を整備します。
- ・情報発信すべき内容を「許可申請手続きの流れ」「活動事例」「テーマ別のイベント・プログラムスケジュール」などの項目に分けて整理するとともに、本プランの内容についても、市民の皆さんに分かりやすい方法で広く発信していきます。

